

11. 認可保育施設入園時の注意事項

- 入園日は、入園月の1日となります。ただし、産休明け保育の場合は、生後57日目が入園日となります。
- 入園当初は、お子さんが保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります。
 - ※慣らし保育期間は、10日～2週間くらいが目安ですが、保育施設の状況やお子さんの状況により異なりますので、復職時期などについて就労先とご相談ください。
 - ※他の認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等から転園する場合も必ず慣らし保育が必要ですので、就労中の方は慣らし保育期間中の就労について事前に就労先とご相談ください。
- 申込み時の状況により、入園後の注意事項が異なります。提出書類については期限内にご提出ください。
 - ※申込み時と状況が異なることが判明した場合、退園となることがあります。

申込み時の状況		注意事項
1	就労中	就労状況に変更がなければ、入園時に提出する書類はありません。 就労状況に変更が生じた場合は「就労証明書」等をご提出ください。 派遣社員の方について、派遣元に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等に変更がある場合はご連絡ください。
2	復職予定	入園月の翌月10日までに復職(同じ職場に労働契約上同じ労働条件で復帰すること)し、「復職証明書」をご提出ください。 <u>入園月の翌月10日が土日祝日の場合でも、10日までの復職が必須です。</u> <u>労働契約上の日数・時間が短くなる場合は退園となることがあります。</u> 派遣社員の方について、派遣元に変更がない場合、派遣先の変更は可能ですが、就労日数や時間等に変更がある場合はご連絡ください。
3	疾病	病気が回復した場合は退園となります。 回復後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。
4	介護・看護	介護・看護の必要性がなくなった場合は退園となります。 介護・看護終了後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。
5	求職・就労(就学)内定	2ヶ月以内に就労(就学)を開始することが必要です。 ・求職中で入園した場合 入園後2ヶ月以内に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。2ヶ月以内に就労が開始できない場合は退園となります。 ・就労(就学)内定で入園した場合 申込み時と同じ条件(就労日数・時間)で就労(就学)を開始し、就労(就学)開始後に「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書(在学証明書及び時間割表)」をご提出ください。申込み時の状況と就労開始後の条件が異なる場合、退園となることがあります。
6	就学	就学期間終了後は退園となります。 就学期間終了後に就労する場合は、求職期間内(2ヶ月以内)に就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。
7	出産	認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月(最長5ヶ月間)以内です。出産予定月の後2ヶ月で退園となります。